

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が就業を継続し、労働者すべてが活躍できる雇用環境の整備を行なうため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 4月 1日 ～ 令和6年 3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：女性労働者の職域拡大として、職務内容に捉われず全ての職種に女性を配
置する。

<取り組み>

- 令和3年4月～ 女性活躍における意識調査やアンケートの実施
- 令和3年4月～ 家庭との両立とキャリアアップを図るための業務体制の見直し
- 令和4年4月～ 女性が少ない職場への女性の積極的な配置

目標2：管理職候補（係長相当職）に占める女性の割合を15%以上にする。

<取り組み>

- 令和3年4月～ 女性活躍および能力開発に向けた研修の実施
- 令和3年4月～ 主に管理職を対象とした女性労働者の育成に関する研修の実施
- 令和3年4月～ 男女対等に経営に参画できる機会の創出

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均6.5日以上にする

<取り組み>

- 令和3年4月～ 時間単位での有休制度により学校行事などで取得しやすくする
- 令和3年4月～ 部門ごとに取得目標を設定し、周知をする
- 令和3年10月～ 取得ができていない労働者の上長に対して有給休暇取得を促す

目標4：全従業員の1か月あたり平均所定外労働時間を10時間以内とする。

<取り組み>

- 令和3年4月～ 情報共有ツールやシステムの導入により、会議時間の短縮
- 令和3年4月～ 退社時間を社員間で共有し、タイムマネジメントを向上させる
- 令和4年4月～ RPA・AIなどの導入による業務効率改善